公正採用選考人権啓発推進員（事業所内公正採用選考・人権啓発担当者）の選任・届出はお済みですか？

ハローワーク彦根では、高卒求人をご提出の事業所について、公正採用選考人権啓発推進員（事業所内公正採用選考・人権啓発担当者）の選任・届出状況の確認をしております。高卒求人申込時（申込時に不明な場合は高卒求人返戻時）にご記入の上、ハローワークへご提出ください。

・以下の当てはまる（　　）内に○をつけてください

（　　）公正採用選考人権啓発推進員（事業所内公正採用選考・人権啓発担当者）の選任・届出をしている。

→○の場合は、担当者の役職氏名をご記入ください。

役職　　　　　　　　　　　　　　氏名

役職　　　　　　　　　　　　　　氏名

（　　）公正採用選考人権啓発推進員（事業所内公正採用選考・人権啓発担当者）の選任・届出をしていない。

→○の場合はその理由もお答えください。

　　　　（　　）制度について知らなかった

　　　　（　　）従業員数が基準に該当していないため

　　　　（　　）就業場所が滋賀県外のため→就業場所都道府県（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　（　　）その他（具体的な理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

※なお、滋賀県の基準に該当しているが、事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の選任・届出をしていない場合は、事業所所在地の市町に情報提供を行う場合があります。

記入日　令和　　　年　　　月　　　日

事業所名

記入者氏名　　　　　　　　　　　　　　連絡先電話番号

○公正採用選考人権啓発推進員（事業所内公正採用選考・人権啓発担当者）について

雇用主が、同和問題などの人権問題について正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行っていただくため、常時使用する従業員が80人以上の事業所（厚生労働省の基準）については、「公正採用選考人権啓発推進員」を選任していただいております（職業紹介事業者および派遣元事業者は従業員規模にかかわらず選任いただいております）。

　また滋賀県の取組である「事業所内公正採用選考・人権啓発担当者」については、常時使用する従業員が20人以上の事業所に選任していただいております（選任基準が20人未満の市町もあります）。

○公正採用選考人権啓発推進員（事業所内公正採用選考・人権啓発担当者）の主な役割について

事業所内での事務的な責任者（旗振り役）として

1. 公正な採用選考システムの確立を図ること
2. ハローワークや労働局等との連携窓口となること
3. 国や地方自治体等が行う研修会等を通じて、人権課題への理解を深めるとともに、事業所内での様々な人権課題についての研修を推進すること　　など

○公正採用選考人権啓発推進員（事業所内公正採用選考・人権啓発担当者）の選任について

**人事担当責任者など採用選考に関する事項について相当の権限を有する方**から選任していただくようお願いします

※採用選考の権限を有さない「名ばかり担当者」の選任が見受けられます。そのことにより企業のトップ層や採用担当責任者等に人権課題が共有できていない事例が散見されています。

○公正採用選考人権啓発推進員（事業所内公正採用選考・人権啓発担当者）の届出先について

**・公正採用選考人権啓発推進員の選任・異動の届出→事業所管轄のハローワークへ**

**・事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の選任・異動の届出→事業所所在地の市町へ**

※80人以上の事業所ではハローワーク、市町それぞれに届出が必要です。